

令和3年度 保育の自己点検結果について

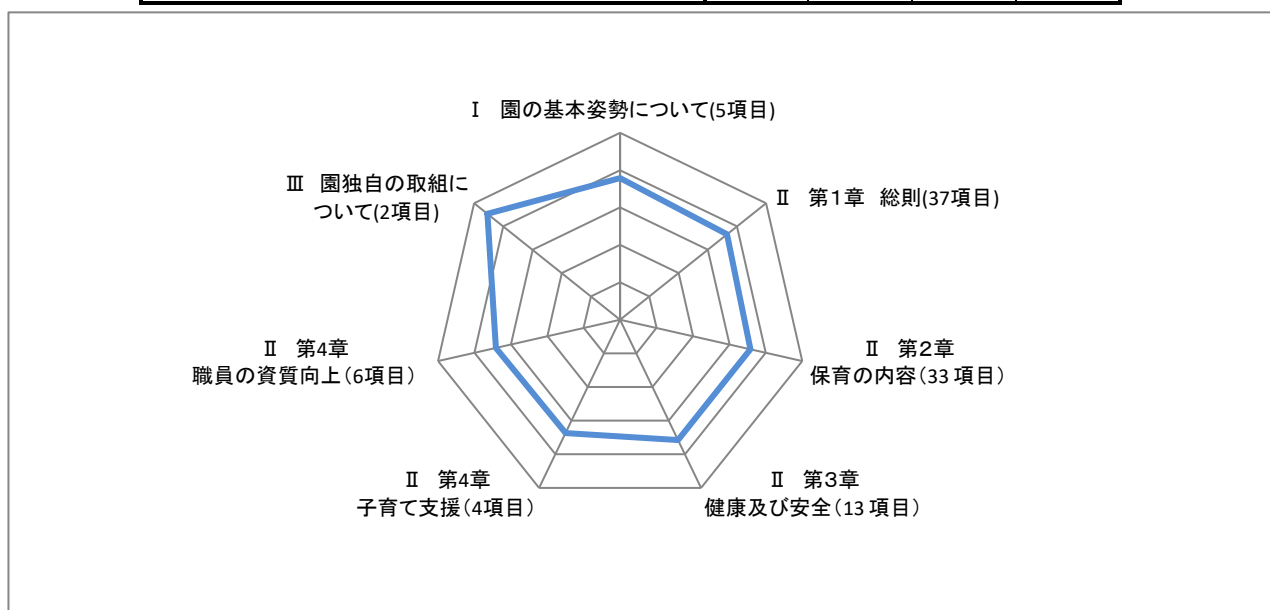
この度、法の定めにより、「保育所保育指針」の内容に沿った保育が実践されているか確認することを目的として、保育の自己点検を実施いたしましたので、結果について開示いたします。

- 点検項目： 保育所保育指針の内容に沿った、「保育所の保育のチェックリスト100」の項目について自己点検を行う。
- 記入者： みそら保育園 職員（保育士、栄養士、事務長）
- 点検結果： 保育所保育指針並びに、年間計画を意識し、保育が展開されていることが何え、園全体として”◎十分理解している”、”○理解している”が多い結果となりました。今後も維持継続できるよう取り組みます。

① 保育所の保育のチェックリスト100（平均値）

◎十分理解できている ○理解している ▲ふつう ×努力が必要

評価	◎	○	▲	×
I 園の基本姿勢について(5項目)	19	32	4	0
II 第1章 総則(37項目)	166	159	77	5
第2章 保育の内容(33項目)	134	140	97	6
第3章 健康及び安全(13項目)	51	62	30	0
第4章 子育て支援(4項目)	13	19	12	0
第5章 職員の資質向上(6項目)	23	25	16	2
III 園独自の取組について(2項目)	16	6	0	0



4. 自己点検集計結果”×”の項目の改善について（9項目）

I. 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価、これに基づく改善という一連の取り組みにより、保育の質向上が図られるよう、全員が共通理解をもって取り組んでいる。

○ 対策 ⇒ 「保育所保育指針」ならび「解説書」の内容について、相互理解が重要であり、職員会議および、保育所保育指針の読み合わせを行います。

II. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項及び生涯にわたる生きる力の基礎を培うため示された保育の目標を踏まえ、保育所として一体的に育むよう努める「資質・能力」の3本の柱の内容を知っている。

○ 対策 ⇒ 職員会議にて、保育所保育指針で示されている「資質・能力」の3本の柱を説明し相互理解を図りました。

III. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目を知っている。

○ 対策 ⇒ 職員会議にて、保育所保育指針で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を説明し相互理解を図りました。

IV. 第2章保育の内容に示す「ねらい」、「内容」の意味を知っている。

○ 対策 ⇒ 保育所保育指針ならびに解説書を全職員で確認し相互理解を図ります。

V. 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにし、また、子どもの精査や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。

○ 対策 ⇒ 外国籍の園児は就学していませんが、2～5歳児が参加する異文化の触れ合い会を通し、文化の違いを園児自身が体験できるよう配慮します。また、性別などによる固定的な意識は、ジェンダーフリーを念頭に保育が実践できるよう配慮します。

VI. 乳児期の領域「三つの視点」について知っている。

○ 対策 ⇒ 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点について、職員会議で周知を図ります。

VII. 保育所保育に置いて育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めている。

○ 対策 ⇒ 近隣の小学校への1日体験入学や、卒園時の保育所保育児童要録送付や引継ぎ等を通し、幼少連携について相互理解を図ります。

VIII. 障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状況を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけている。

○ 対策 ⇒ 年間指導計画の目標に掲げており、今後、障がい判定が付いた児童が在籍する際には、指導計画に沿って保育を実践します。

IX. 保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことを知っている。

○ 対策 ⇒ 職員会議時に研修体系について説明を行い、周知を図ります。また、必要な研修については、年間を通し参加でき自己研鑽ならびに保育の質が向上に努めます。